

保護者 殿

古川学園中学校・高等学校  
校長 星 豪  
(公印省略)

## 学校感染症による出席停止について

この度、お子さまが学校感染症にかかれたとの連絡を受けましたので、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止を指示いたします。医師からの登校許可がおりるまで学校を休ませ治療してください。

なお、登校する際は下記の出校停止指示書に医療機関で記入していただくことを原則としますが、記入いただけない場合は、保護者が記入の上、医療機関の受診が確認できる書類(薬の説明書又は医療費明細書)の写しを裏面に添付し提出をお願いします。

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止期間
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第一種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群	治癒するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

主治医 殿

ご多忙中大変恐縮ですが、出校停止指示書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

## 出校停止指示書

古川学園中学校・高等学校長 殿

年 組 氏 名

保護者 氏 名

印

下記期間の出席停止期間を指示しました。

感染症名

治療に必要な期間 令和 年 月 日 ~ 月 日

(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合…発症日 令和 年 月 日)

医療機関名

印